

高槻市議会災害時等初動及び平常時等における行動マニュアル

高槻市議会災害時等初動及び平常時等における行動マニュアル（以下「マニュアル」という。）は、高槻市（以下「市」という。）において大規模災害や感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命、身体及び財産を災害・感染症から守り、安全で安心した暮らしを確保するため、高槻市議会（以下「市議会」という。）が市と連携し、災害・感染症対策活動を支援するとともに、高槻市議会議員（以下「議員」という。）自らが迅速かつ適切な対応が出来るよう、災害時等の対応などを明確化する。また、市議会及び議員が、このマニュアルに基づき確実に行動するには、平常時における防災・感染症知識の習得や防災訓練等を日々積み上げることが重要となるので併せて明確化する。

1 マニュアル策定の背景

このマニュアルは、平成30年（2018年）6月18日（月）の午前7時58分に、大阪府北部を震源とする大阪府北部地震が発生し、本市では観測史上最大となる震度6弱（マグニチュード6.1）の地震となり、尊い命を失い、負傷者や多くの住家に被害などが生じる未曾有の災害となった。

災害時の地方議会、議員のあり方を示す法的整備はないが、この災害の被災地としての経験を教訓とし、行政や市民と力を合わせ、これまで以上に市議会としての役割を果たすためには、災害対応に対する知識を高め、共通認識のもとすべての議員が、発災直後から躊躇することなく、迅速かつ円滑な行動と定例会・臨時会（以下「会議」という。）及び委員会等の開催や運営等を可能とするルールづくりが喫緊の課題となり、災害初動期と平常時における実行動を中心にマニュアルを策定することとなった。

また、令和2年（2020年）の世界的パンデミックにより、新型コロナウイルス感染症が拡大し、日本においては、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法による「緊急事態宣言」が初めて発出される事態となり、本市においても、市民生活、経済活動等に、甚大な影響が及んでいる。更に今後、第2波、第3波が発生する可能性や将来的に新たな感染症の発生も想定しておかなければならない。市議会として役割を果たすためには、感染拡大防止策を講じながら、安全かつ円滑な議会の開催や運営等のルールを策定することが必要となったため感染症対策の行動編を追加する。

なお、マニュアルは地震・風水害対策の行動編及び感染症対策の行動編の構成とする。

地震・風水害対策の行動編

1 市議会、議長・副議長、議員の果たすべき役割

市議会は、市が設置する高槻市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)の取り組みを側面的に支援等するとともに、必要に応じた会議及び委員会等を開催する体制づくりを行い、円滑な災害復旧と復興の支援に努める。

議長及び副議長は、発災状況に応じて登庁し、項番2(議長及び副議長の行動内容)に定める各項目に従い、市議会の代表者としての役割を担う。議員は、項番4(議員の行動内容)に定める各項目に従い、議員としての役割を担う。

2 議長及び副議長の行動内容

議長は、市議会を代表し、次の項目について、議会事務局長(以下「事務局長」という。)に指示又は連携を図り、災害状況等に応じて待機又は登庁して行動する。

- (1) 議長及び副議長は互いに連携し、原則2人体制で行動すること。
- (2) 議員の安否及び所在等の報告を集約し、全議員の状況把握に努めること。
- (3) 議会棟の施設点検を行い、その結果は、議会事務局を通じて災害対策本部に報告すること。
- (4) 市からの被災状況等の情報を議員へ情報提供し、情報の共有に努めること。
- (5) 議員からの被災情報や要望等は、議会事務局を通じて災害対策本部に伝達し、災害対策本部からの回答は、議会事務局を通じて議員に報告すること。
- (6) 状況に応じ、会議等の開催及び参集指示を行うこと。

3 議長及び副議長の職務代理

- (1) 議長が事故等により登庁できない場合は、副議長が議長を代理する。
- (2) 議長と副議長の原則2人体制が維持できないなどの場合は、下表の順により職務を代理する。

順位	職名
1位	議会運営委員会 委員長
2位	議会運営委員会 副委員長
3位	常任委員会の委員長(以下の番号順) ①総務消防委員会委員長 ②市民都市委員会委員長 ③福祉企業委員会委員長 ④文教にぎわい委員会委員長

4 議員の行動内容

議員は、常に連絡体制を確保し、次の各項目について議長と連携を図り行動する。

- (1) 登庁している場合の行動

登庁している場合は、議長の指示に従い、会議等中の場合は、議長(委員長等)の指示に従い行動すること。

(2) 登庁していない場合の行動

登庁していない場合は、参集指示や会議等の開催に対応できる体制を維持しつつ、地元住民組織(消防団・水防団・コミュニティ組織・地区防災会等の自主防災組織)、民生委員児童委員等との連携を図る中で、地域の避難所運営支援や要援護者の避難支援、救助活動支援、安否確認等を積極的に行い、災害現場の状況に応じて、警察、消防、自衛隊等の公的機関の指示に従い行動すること。

なお、発災直後は非常に危険な状況が想定されるため、貸与されている災害服やヘルメット等を着用して行動すること。

(3) 議員自らの安否及び所在等を速やかに報告すること。

(4) 発災直後は、災害対策本部に寄せられる被災情報や要望等が錯綜し、混乱状態に陥ることが予測されるため、議員は、災害対策本部への直接電話などは控えることとし、議員として個別に連絡等すべき事案が生じた場合は、議会事務局(674-7212)に連絡すること。

5 会議等中に発災した場合の行動

会議等中に発災した場合、議長及び委員長等は、直ちに会議等を休憩し、市長に発災状況等の確認と、その報告を求める。

その後の会議運営等については、別表1(会議等中の「地震」発生に関する行動《目安基準》)及び別表2(会議等中の「風水害」発生に関する行動《目安基準》)をもとに執り行う。

6 議員の安否及び所在等の報告

議員は、本市域で震度5弱以上の地震を観測した場合、速やかに議員名・安否状況・所在・被災状況等を明記し、議会事務局宛にFAX、メール、その他の手段により報告する。

その他の災害の場合は、議会事務局から安否確認の連絡があれば、同様に速やかに議会事務局宛に報告する。

7 議員への情報提供

議長は、事務局長と連携を図り、災害対策本部の会議内容(会議終了後に提供)、市が報道機関へ情報提供する内容(報道提供前に提供)等を、議員が指定する連絡先にFAX及びメール等で情報提供する。

ただし、議長は、被災状況の変化や復旧状況等から、上記の情報提供を議員控室の机上配付に移行することができる。

8 登庁する場合の注意事項

(1) 登庁する際の服装及び携帯品等

登庁にあたっては、原則、貸与されている災害服及びヘルメット(状況により帽子)を着用するとともに、状況に応じて軍手、長靴、運動靴等を着用し、自己の安全管理に努める。

また、登庁途中に確認した情報等を登庁後速やかに議長に報告する。

(2) 登庁できない場合

議員本人又は家族が負傷し、あるいは住居等が損壊し危険な状態にあるなど、自らが被災した場合は、議長にその旨を報告する。

また、道路の損壊や河川の氾濫等により、登庁できない場合は、登庁可能となるまでは、地元居住地域で活動するものとし、その後の経過等については、議長に随時報告する。

9 平常時の取り組み

市議会及び議員が、このマニュアルに従い確実に行動するには、防災知識の習得や防災訓練等を日々積み上げていくことが重要であるため、次に示す訓練等の例示を参考に実践する。

なお、議員は、上記の訓練等をはじめ、市が実施する「高槻市防災訓練」、「市民避難訓練」、「地区コミュニティや自治会単位で組織される自主防災組織による防災訓練」などに参加するときは、原則、貸与されている災害服やヘルメット等を着用する。

また、議員(委員)は、災害対策本部(第2次防災体制)が設置される状況で、会議及び委員会等に出席する場合は、原則、貸与されている災害服を着用する。

【訓練等の例示】

- ① 災害時の議員連絡メール等の送受信訓練
- ② 地震を想定した議員避難訓練
- ③ 災害時の議会運営訓練
- ④ 防災研修会
- ⑤ 災害対策本部との連携訓練

10 その他

このマニュアルに定めるもののほか、高槻市議会災害時初動等に関し必要な事項は、議長及び副議長と議会運営委員会の委員長及び副委員長が協議し、代表者会議で決定する。

別表1 会議等中の「地震」発生に関する行動 《目安基準》

被災状況	行 動 内 容
発災直後	①基本的には「休憩」し、市長に状況確認とその報告を求める。 ②議員（委員）等は、その場で待機する。ただし、議長（委員長）の指示がある場合を除く。 ※傍聴者にも配慮する。
《 市長の報告後 》	
震度3 以下	①安全確認のもと、休憩前に引き続き「再開」する。 ただし、特別な事情がある場合を除く。
震度4 情報収集 体制	①情報収集のため、「しばらく休憩」を維持する。 ②議員（委員）等は、控え室で待機する。ただし、議長（委員長）の指示がある場合を除く。
	【災害対策本部を設置する場合】 （1）定例会・臨時会 ①会議を「再開」し、「延会」の決定をする。 ②議員は、「延会」の決定後、一旦、控え室で待機する。ただし、議長の指示がある場合を除く。 （2）委員会等 ①委員会等を「再開」し、「中止」の決定をする。 ②委員等は、「中止」の決定後、一旦、控え室で待機する。ただし、委員長の指示がある場合を除く。
	【災害対策本部を設置しない場合】 （1）状況を把握し、会議等ができる状況が整えば、休憩前に引き続き「再開」する。
震度5弱 第1次 災害対策 本部設置 又は 震度5強 以上 第2次 災害対策 本部設置	災害対策本部が設置されるため、震度4の 【災害対策本部を設置する場合】 と同じ行動をする。

※傍聴人に対しては、職員を通じた安全確保（避難誘導等）に努める。

再開 又は 自然閉会	<p>【翌日以降（会期中）に再開できる場合】</p> <p>① 議会運営委員会（再開に伴う会議日程等）を経て、会議等を「再開」し、延会又は中止したところから審議等を行う。</p> <p>【会期中に再開できない場合】</p> <p>① 会議は、審議未了のまま自然閉会となる。</p> <p>② その後の取り扱いは、議会運営委員会に諮り決定する。</p>
------------------	---

別表2 会議等中の「風水害」発生に関する行動 《目安基準》

被災状況	行 動 内 容
発災前	<p>① 気象庁等の情報により、事前に災害程度の予測ができるので、会議等の当日までに正副議長、議会運営委員会の正副委員長及び常任委員会等の正副委員長で調整する。</p> <p>② ①の調整の結果、会議等に影響が予測される場合は、会議時間の変更、会議日の変更、会期の延長等を検討する。</p>
会議等中に発生	<p>① 議長（委員長）は、会議等中に、市長から災害が発生し、又は発生するおそれがある旨の発言があった場合は、「休憩」し、市長にその説明を求め、以下の内容に応じて、「再開」「延会」「中止」する。</p> <p>② 議員（委員）等は、その場で待機する。ただし、議長（委員長）の指示がある場合を除く。</p>
《 市 長 の 説 明 後 》	
情報収集体制 警戒体制	<p>① 状況を把握し、会議等ができる状況が整えば、休憩前に引き続き「再開」する。ただし、特別な事情がある場合を除く。</p>
第1次 災害対策 本部設置 又は 第2次 災害対策 本部設置	<p>（1）定例会・臨時会</p> <p>① 会議を「再開」し、「延会」の決定をする。</p> <p>② 議員は、「延会」の決定後、一旦、控え室で待機する。ただし、議長の指示がある場合を除く。</p> <p>（2）委員会等</p> <p>① 委員会等を「再開」し、「中止」の決定をする。</p> <p>② 委員等は、「中止」の決定後、一旦、控え室で待機する。ただし、委員長の指示がある場合を除く。</p>

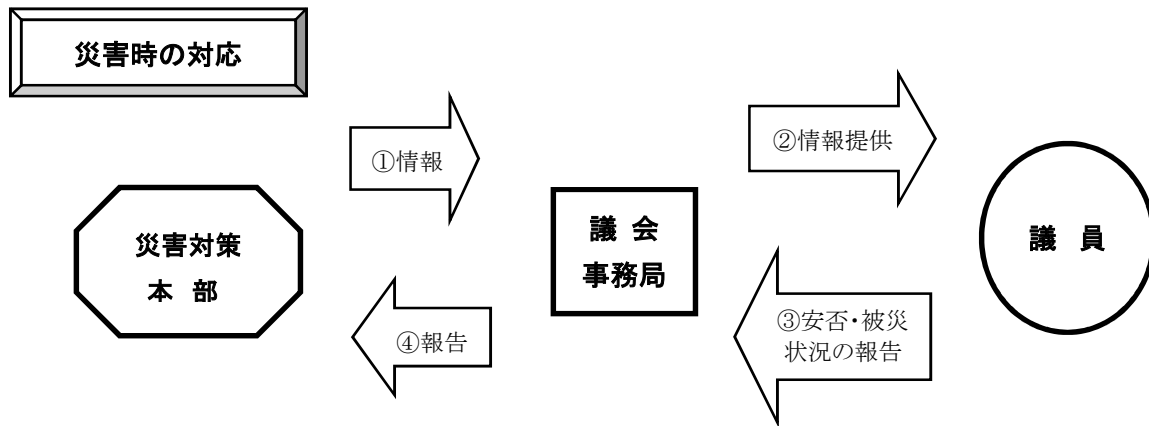
※傍聴人に対しては、職員を通じた安全確保（避難誘導等）に努める。

再開 又は 自然閉会	<p>【翌日以降（会期中）に再開できる場合】</p> <p>① 議会運営委員会（再開に伴う会議日程等）を経て、会議等を「再開」し、延会又は中止したところから審議等を行う。</p> <p>【会期中に再開できない場合】</p> <p>① 会議は、審議未了のまま自然閉会となる。</p> <p>② その後の取り扱いは、議会運営委員会に諮り決定する。</p>
------------------	---

別表3 災害時情報伝達体制

災害の種類	災害の規模			
地震	本市域で震度4を観測した場合	—	本市域で震度5弱を観測した場合	本市域で震度5強を観測した場合
風水害	市所管雨量・推移観測所において基準値を超過した場合	<p>ア 気象警報等の発表</p> <p>イ 台風が近畿地方を通過若しくは通過の予測がある場合</p>	<p>ア 河川の水位や土砂災害の危険度が避難勧告等の判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川(枚方)5.40m ・芥川(芥川橋)3.00m ・女瀬川(天堂橋)1.60m ・檜尾川(檜尾川橋)3.10m ・安威川(千歳橋)3.65m ・水無瀬川(水無瀬橋)1.95m <p>イ 土砂災害警戒情報発表</p> <p>ウ 特別警報の発表</p>	<p>ア 淀川の水位が避難勧告等判断・伝達マニュアルにおける避難勧告の発令基準に達した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・淀川(枚方)5.50m <p>イ 土砂災害、中小河川の氾濫など市内全域で被害が発生している場合</p>
市の体制	情報収集体制 (状況に応じて災害対策本部設置)	警戒体制 (状況に応じて災害対策本部設置)	災害対策本部設置 第1次防災体制	災害対策本部設置 第2次防災体制 (全職員)

市議会における情報伝達体制	<p>●災害対策本部が設置された場合など、必要に応じて、事務局から全議員へ、FAX・メール等で情報提供</p>	<p>●全議員から事務局へ、安否及び所在等の報告</p> <p><震度5弱以上の地震を観測した場合> 全議員は、自ら事務局に FAX・メール等により安否及び所在等の報告</p> <p><その他、台風等による風水害や震度4までの地震の場合> 事務局から安否確認の連絡があれば、事務局に安否及び所在等の報告</p> <p>●事務局から全議員へ、FAX・メール等で情報提供</p> <p>●地域の被災情報や要望等については、議員から事務局に報告</p> <p>●事務局長は、議員からの地域の被災状況等を災害対策本部に伝達</p>
---------------	---	---



<参考>避難情報の種類等

避難情報の種類	内 容	その他
避難準備・高齢者等避難開始	災害による人的被害が予測されるときに、避難行動のための準備や要配慮者の早めの避難を呼びかけるために発令するもの	
避難勧告	災害が発生する危険性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階で発令するもの	避難勧告発令基準 (氾濫危険水位) ・淀川(枚方)5.50m ・芥川(芥川橋)3.30m ・女瀬川(天堂橋)3.05m ・檜尾川(檜尾川橋)3.80m ・安威川(千歳橋)4.00m ・水無瀬川(水無瀬橋)2.45m
避難指示(緊急)	災害が発生する危険性が非常に高く、危険が目前に迫っている状況、又は災害が既に発生している段階で発令するもの	

感染症対策の行動編

国から緊急事態宣言が発出された際は、感染症対策の行動編に基づき行動する。また、緊急事態宣言が解除されても、感染防止の必要がある場合は同様とする。

1 市議会、議長・副議長、議員の果たすべき役割

市議会は、市が設置する高槻市健康危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の情報を共有し、側面的な支援等を行うとともに、必要に応じた会議及び委員会等を開催する体制づくりを行い、感染症対策の支援等に努める。

議長及び副議長は、状況に応じて登庁し、項番2（議長及び副議長の行動内容）に定める各項目に従い、市議会の代表者としての役割を担う。

議員は、項番4（新型コロナウイルスやこれと同等の危険性がある感染症が発生した場合を鑑み、感染予防策及び議員本人が感染又は濃厚接触者等になった場合の行動）以降に定める各項目に従い、議員としての対応、役割を担う。

2 議長及び副議長の行動内容

議長は、市議会を代表し、次の項目について市議会の行動を指示する。

- (1) 議長及び副議長は互いに連携を取りながら行動する。
- (2) 議長・副議長・議会運営委員会の正副委員長（以下「四者」という。）は連携する。
- (3) 議会事務局（以下「事務局」という。）を窓口として理事者と連携する。
- (4) 会議を開催する必要がある場合、議会運営委員会を開催し対応を協議する。
- (5) 議員からの感染情報や要望等は、事務局を通じて対策本部に伝達し、対策本部からの回答は、事務局を通じて議員に報告する。

3 議長及び副議長の職務代理

- (1) 議長が事故等により登庁できない場合は、副議長が議長を代理する。
- (2) 議長と副議長の体制が維持できない場合は、下表の順により職務を代理する。

順位	職 名
1 位	議会運営委員会 委員長
2 位	議会運営委員会 副委員長
3 位	常任委員会の委員長（以下の番号順） ① 総務消防委員会委員長 ② 市民都市委員会委員長 ③ 福祉企業委員会委員長 ④ 文教にぎわい委員会委員長

4 新型コロナウイルスやこれと同等の危険性がある感染症が発生した場合を鑑み、感染予防策及び議員本人が感染又は濃厚接触者等になった場合の行動

(1) 感染予防策

議員は、次により感染予防に努めるものとする。

- ① 手指の消毒、手洗い、咳エチケットの徹底
- ② マスクの着用
- ③ 会派控室等の換気
- ④ 近距離での接触制限（電話、メール等の積極的な活用）
- ⑤ 定期的な検温など、平常時における健康状態の把握
- ⑥ 不要不急の外出の自粛
- ⑦ 密閉、密集、密接（以下、「3密」という。）を避ける
- ⑧ 海外渡航の自粛

(2) 症状がある場合

議員は、発熱等の風邪の症状がみられる場合は、自宅療養するものとする。ただし、地域の医療機関を受診した場合は、その指示に従い行動するものとする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、速やかに事務局に申し出るものとする。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- 発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
- 医療機関等を受診し、新型コロナウイルスやこれと同等の危険性がある感染症等の診断結果を受けた場合

(3) 保健所へ相談し医療機関を受診した場合や、地域の医療機関を通じて高槻市地域外来・検査センターを受診した場合

議員は、保健所に相談し医療機関を受診した場合、又は地域の医療機関を通じて高槻市地域外来・検査センターを受診した場合は、速やかに事務局へ報告するとともに、その結果についても事務局に報告するものとする。

なお、議員又はその同居家族が検体を採取された場合は、事務局を通し速やかに議長に報告するものとする。

事務局は、受診した議員の情報集約（発症経過・行動履歴・濃厚接触候補者の有無等）に努め、議長及び高槻市新型コロナウイルス対策本部（以下、「対策本部」という。）と連携する。

また、検体を採取された場合は、検査結果を待たずに当該議員等が利用した議会棟（会派控室・議事堂・会議室・応接室・トイレ等の共用施設等）及びその他関係施設の消毒を速やかに実施する。

(4) 感染症が判明した場合

議員本人が感染又は濃厚接触者等になった場合は、保健所等の指示に従い行動し、速やかに事務局へ報告するものとする。

また、保健所等からの連絡や指示があった場合は、その都度事務局へ報告するものとする。

事務局は、議員本人が感染又は濃厚接触者等になった事実を確認したときは、議長及び対策本部と連携するとともに、会派代表者等へ、感染者が発生した旨（議員名・施設利用日等）を報告する。会派代表者等への報告内容は、本市議会議員に限り共有するものとし、公表は、（５）により行う。

（５）議員本人が感染又は濃厚接触者等になった場合の公表

議員本人が感染又は濃厚接触者等になった場合は、本市職員が感染した場合に準じた対応とする。また、当該議員の感染にかかる公共施設等の情報公表についても、本市の対応に準じた対応とする。

５ 新型コロナウイルスやこれと同等の危険性がある感染症発生時において、本市の感染状況を鑑み、本会議及び委員会等の対応

（１）会議及び委員会等の施設等の管理について

会議の際、議場及び委員会室に入室する議員、理事者、市民等に対し、以下の感染防止対策を実施し管理を行う。

① 手洗い、咳エチケット等の徹底

- ・石鹸による手洗い及びアルコール消毒液による手指の消毒などの注意喚起
- ・マスク着用
- ・会議室のドアノブ等のアルコール消毒

② 会議室の換気及び飛沫感染対策

- ・議場、委員会室等の扉の開放による換気
- ・会議の円滑な進行による会議時間の短縮
- ・飛沫感染予防として、議長席及び演壇にアクリル板等を設置

③ 会議の出席、傍聴の自粛要請等

- ・発熱などで体調がすぐれない場合の入室の自粛を要請

④ 市議会ホームページ等により、会議（原則公開）での対応として、上記①から③の自粛要請等の案内をする。

（２）会議及び委員会等の対応

会議の際、議場及び委員会等を運営する場合の注意事項

① 会議、議事日程の調整

- ・議会運営委員会において、会議に係る会期、日程等を協議、決定する。
- ・市民生活に影響のある議案等の審議を優先しながら、３密を考慮の上、極力、時間短縮などの協力をする。

② 会議中に緊急事態が発生した場合、「暫時休憩」とし議長と市長において状況を確認し、その後の進行を決定する。

③ 議員、理事者等の出席

- ・議員は、３密を防止することを目的に、原則、ソーシャルディスタンスを図り本会議場及び全員協議会室などに分散して入室する。

- ・理事者等の出席は、議案審議等に必要な最小限の人員とすることを要請する。

④ 会議の傍聴

- ・緊急事態宣言などの緊急時は、傍聴席を減席できるものとする。
(一般傍聴席70席及び車椅子8席を70～80%減席)
- ・議会運営委員会で協議し決定する。
- ・市議会ホームページ等で事前に案内をする。

6 平常時の取り組み

新型コロナウイルスやこれと同等の危険性がある感染症の発生期間時以外については、国及び大阪府並びに対策本部の情報を共有するとともに、「感染症法」等の研修会を市議会主導で開催する。

7 その他

- (1) このマニュアルに定めるもののほか、感染症対策の行動等に関して必要な事は、四者協議から代表者会議及び議会運営委員会を開催し、協議、決定を行う。
- (2) **感染症対策の行動編**のマニュアルについては、必要に応じて追記、編集ができるものとする。その場合は、議会運営委員会において協議、決定する。

付 則

このマニュアル事項は、平成31年1月22日から適用する。

※このマニュアルは、平成31年1月11日開催の議会運営委員会で決定。

この感染症対策の行動編のマニュアルは令和2年7月15日から適用する。

※令和2年7月10日開催の議会運営委員会において決定。

この感染症対策の行動編のマニュアルは令和2年9月14日から適用する。

※令和2年9月14日開催の議会運営委員会において決定。

- ・マニュアルの編集等がされた場合は、「高槻市議会関係例規・先例集」に反映させる。又、文章の差し込み又は製本を行い議員に配布する。